算式

［（A × (1.4 ／ 100)）－｛（B × (1.4 ／ 100)）＋C｝－D －（E －F ＋G）］× 0.735

算式の符号

［略］

D　前号の算式の符号中Eに同じ。

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・六〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・八〇八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九四六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α × B ／ C）× 0.75

A × α 及び A × α × B ／ C に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　0.074

二　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 － B

算式の符号

算式

［（A × (1.4 ／ 100)）－｛（B × (1.4 ／ 100)）＋C｝－D －（E －F ＋G）］× 0.735

算式の符号

［同左］

D　前号の算式の符号中Eに同じ

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・二八五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九四三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九六五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α × B ／ C）× 0.75

A × α 及び A × α × B ／ C に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　0.075

二　令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 － B

算式の符号